

諫早市人権教育・啓発基本指針

平成31年3月

諫 早 市

【目次】

第1章 基本指針の策定にあたって

- 1 指針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本指針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 基本的な理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 基本指針の考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

第3章 人権教育・啓発の推進

- 1 様々な場における人権教育・啓発・・・・・・・・3
- 2 特定職業従事者における人権教育・啓発・・・・5
- 3 指針の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第4章 人権課題と施策の方向

- 1 女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 4 障害のある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 5 同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 6 外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 7 犯罪被害者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 8 高度情報化社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 9 性的マイノリティ・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 10 様々な人権問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - 〔1〕原爆被爆者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - 〔2〕HIV感染者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - 〔3〕ハンセン病回復者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 〔4〕刑を終えて出所した人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - 〔5〕災害時における人権尊重・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第1章 基本指針の策定にあたって

1 指針策定の背景

地方公共団体は、平成12年（2000年）12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定により、人権教育・啓発に関する施策を策定し、実施することとなっています。

このため、本市は、総合計画に「人権尊重意識の醸成」を掲げ、市民の人権意識を高めるため人権教育や啓発活動に取り組んでいます。

しかし、未だ社会には、セクシュアル・ハラスメントや、子ども、高齢者及び障害のある人等の社会的弱者に対する虐待等の問題が生じています。加えてヘイトスピーチやインターネット上でのいじめ、差別等も表面化しており、最近では、性的マイノリティの人権擁護も耳にする機会が多くなりました。

このような中であって、きめ細かに人権教育・啓発及び人権課題に対する取組を推進するために、「諫早市人権教育・啓発基本指針」を策定します。

2 基本指針の性格

この指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、かつ、国、県の計画と整合を図るとともに、本市の総合計画を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進します。
- (2) 本市の様々な施策において、人権課題に取り組む際の基本的な方向を示すものです。施策の推進にあたっては、常に人権の視点を持って取り組みます。
- (3) 市内の公共的団体、企業、地域等で活動する民間の諸団体においても、本指針の理念を踏まえた自主的な人権教育・啓発を期待します。

3 基本的な理念

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を送るために欠くことのできない権利です。

自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を互いに尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方の理解を深めることを本指針の基本的な理念とします。

第2章 基本指針の考え方

1 基本目標

一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図り、「すべての人々の人権が尊重され、共存する、平和で豊かな社会」を実現することを目標とします。

2 基本方針

市民一人ひとりが人権尊重を自らの課題として、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって人権について学ぶことができるよう効果的な人権教育・啓発を推進します。

- (1) 国、県、企業、団体、人権擁護委員等と連携し、学校、家庭、地域、職場その他様々な場をとらえて人権教育・啓発を推進します。
- (2) 生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階に応じた人権教育・啓発を推進します。その際、学校教育と社会教育とが相互に連携し、人権を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるよう人権意識の向上に努めます。
- (3) 各人権課題に対する取組については、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を一人ひとりが培っていくような人権教育・啓発を推進します。
- (4) 市民一人ひとりの人権の尊重の実現に深い関わりを持つ市職員及び教職員に対する人権研修を推進するとともに、消防職員、医療関係者、福祉保健関係者についても自主的な研修の取組を求めます。

第3章 人権教育・啓発の推進

1 様々な場における人権教育・啓発

(1) 学校

①現状と課題

家庭や地域における教育力を補完するうえで、学校の果たす役割は大きく、学校における人権教育は極めて重要です。

学校においては、様々な人権問題に対して本質を正しく理解し、具体的な対策や行動を示唆する人権教育を推進していますが、今後、より効果的な教育を行うために、子どもたちの実態を踏まえた心の教育や、人権教育の充実を図ることが必要です。

②施策の方向

本市では、「教育振興基本計画」を策定し、学校は人権・同和問題について正しい理解と実践を行うために、人権教育の充実に努めます。

ア 幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校への啓発の推進

子どもたちの発達段階に応じ、教育活動全体を通して、人権・同和問題に対する正しい知識を身に付け、自他を大切に思う心や態度を養い、集団生活の中から偏見やいじめ等の問題に気付き、自ら問題解決に向けて取り組んでいこうとする実践力の育成に努めます。

イ 人権に関する教育活動の充実

学校や地域の実情を踏まえ、各教科等、すべての教育活動を通して、人権問題についての正しい理解と人権感覚を高め、いじめのない思いやりのある実践意欲と態度を育てます。

ウ 人権教育の内容の充実

学校では、これまでの人権教育の中で培われてきた手法や、成果及び課題を踏まえ、人権週間を中心に人権意識の高揚のための取組を実施します。

エ 研修内容の充実

子どもたちの発達段階や実態に即した実効性のある人権教育を実践するため、教職員の研修をはじめ人権・平和教育全体計画の継続的な見直しを行います。

オ 教育相談の充実

子どもたちが抱える諸問題や個別の人権に関わる悩み等を気軽に話し、ストレスを和らげることで心のゆとりが持てるような環境を提供します。

また、相談員の資質向上を図るための研修機会を充実させ、教職員やスクールカウンセラー等との連携強化を図ります。

カ 一人ひとりの状況に対応した教育の推進

子どもたちの学力を保障するため、基礎基本の定着を図り、個々の能力に応じたきめ細かな学習指導を行います。

キ 情報モラル教育の推進

各教科等の学習を通して情報モラル教育の充実を図り、高度情報化社会を生き抜く力を身に付けるための指導を行います。

また、子どもたちがネット犯罪等の被害者にならないための指導に努めます。

(2) 家庭、地域

①現状と課題

様々な場における人権教育・啓発活動を継続して実施することで、人権についての正しい理解と認識を育て、学校はもとより、家庭、地域が一体となって人権尊重の社会づくりや様々な人権課題の解決に向けた機運の醸成を図ることが求められています。

②施策の方向

ア 県民運動である「ココロねっこ運動」の更なる普及と実践を推進します。

イ 人権に関する啓発講演会や講座、啓発パンフレットの配布等の取組を継続して実施します。

ウ 人権・同和に関する視聴覚教材の充実・整備に努め、人権教育・啓発のために活用します。

エ P T Aや青少年健全育成会等をはじめ、学校、地域社会と連携し、いじめ等の様々な人権課題についてワークショップや学習会を開催し、人権啓発活動を充実します。

また、近年全国的にインターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を媒体としたいじめが問題となっていることを踏まえ、新たな課題に対応するための研究・検討を継続的にを行います。

オ 市立公民館において、人権・同和問題に関する講座を開催し、広く市民に対し学習の場を提供するとともに、若年世代から人権・同和問題について考え、理解を深める活動を充実します。

(3) 職場

①現状と課題

企業等は、自らに課せられた社会的責任を踏まえ、男女の雇用機会均等や職場におけるハラスメントの防止等に対処し、常に人権尊重を意識した行動に努めなければなりません。

②施策の方向

ア 本市が率先して職場におけるハラスメント等の人権侵害に対し、防止及び排除のための措置を示すことにより、企業等においても人権侵害を防止する機運の醸成を促進します。

イ 企業等が人権教育・啓発のための社内研修を実施する場合は、講師の紹介や教材の提供等の支援を行います。

ウ 広報紙やホームページ等による情報発信を通じて、企業等における人権啓発活動に努めます。

2 特定職業従事者における人権教育・啓発

人権教育・啓発の推進にあたっては、市職員及び教職員、消防職員等人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の取組が不可欠です。

研修プログラム、研修教材の充実を図り、様々な人権問題を正しく理解し、正しい人権感覚を高める研修等を継続的に行うことが重要です。

(1) 市職員

行政を担う市職員が様々な人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身に付けることは、各種行政サービスを適切に提供するうえで重要なことです。今後も、人権尊重の視点に立った適切な対応ができるよう、人権研修を計画的に実施します。

(2) 教職員

教職員は、人権教育を通して、子どもたちに豊かな人間性、人権を尊重する心を培っていくことも使命のひとつです。今後も様々な人権・同和問題について、正しい理解と実践力を身に付けるため、教職員を対象とした人権研修を計画的に実施します。

(3) 消防職員

消防職員は、市民の生命、身体、財産の安全を守るうえで、人権にとりわけ深い関わりがあります。常に人権意識を持って行動ができるような研修の機会の確保を要請します。

(4) 医療関係者

診療業務に従事する医師・看護師や保健業務に従事する保健師等は、市民の健康と生命を守ることを使命とし、個人の生活に深い関わりを持っています。患者等の人権を尊重することの重要性を認識し、インフォームドコンセントの理念の理解や患者のプライバシーの配慮、個人情報の保護に努めるような研修の機会の確保を要請します。

(5) 福祉保健関係者

福祉保健関係者は、高齢者、子ども、障害のある人等に常に接しており、対象者の日常生活に密着した職務に携わります。対象者の個人情報の保護、公平な処遇の確保及び対象者の人格の尊重が確保されるような研修の機会の確保を要請します。

3 指針の推進体制

(1) 本市の推進体制

- ①学校、企業、団体、NPO法人、家庭、地域社会等との連携を図りながら、全庁体制で人権教育・啓発に取り組みます。
- ②第4章に掲げる個別課題の解決のために、それぞれの分野ごとに定めた個別計画や方針等に従って取り組みます。実施にあたっては、本指針の理念を踏まえ推進します。

(2) 国、県、関係機関との連携

- ①国、県、関係機関との連携を図りながら、本市の人権教育・啓発施策を推進します。
- ②人権啓発活動ネットワーク協議会等の関係機関との連携を密にし、効果的な人権に関する事業を推進します。

(3) 指針の見直し

人権を取り巻く社会状況の変化、人権教育・啓発の現状に常に留意して、必要に応じた本指針の見直しを行います。見直しにあたっては、関係部局のみならず、市民や有識者等の意見も広く反映されるよう十分に配慮するものとします。

第4章 人権課題と施策の方向

1 女性

(1) 現状と課題

本市では、「男女共同参画推進条例」や「男女共同参画計画」を定め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を展開しています。また、「男女共同参画推進センターひと・ひと」において、人権侵害を含む様々な女性問題の相談窓口を設置しています。

近年、女性の社会進出は目を見張るものがありますが、依然として性別による固定的な役割分担意識や慣行が見受けられ、男女の自由な活動や生き方の選択を妨げる要因になっています。最近では、女性の人権を侵害するドメスティック・バイオレンスや各種ハラスメントが大きな社会問題になっています。

このような課題を解決するには、男女が、互いに人権を尊重し、男女の平等や男女が共同して社会に参画することの重要性を理解し、実践することが必要です。

(2) 施策の方向

①男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されるよう配慮し、施策を推進します。

②男女共同参画社会の実現をめざし、次のとおり取り組みます。

ア 政策・方針を決定するための審議会・役職等への女性の参画を促進します。

イ 家庭生活及び地域社会での男女共同参画実現へ向けた啓発を行います。

ウ 雇用の場における男女平等を促進し、多様な労働形態に応じた労働環境の整備を促進します。

③安全・安心して暮らせる環境の実現をめざし、次のとおり取り組みます。

ア 男女間における身体的、精神的、経済的、性的暴力の防止対策を推進します。

イ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止対策を、国、県、関係機関と連携し行います。

2 子ども

(1) 現状と課題

近年、子どもたちの生活・教育環境は大きく変化しており、子どもの社会性の衰退、非行問題等、憂慮すべき多くの課題があります。特に子どもに対する虐待は深刻で、身体的虐待のみならず心理的虐待やネグレクト等その態様は様々です。

このため、家庭、学校、地域の関係機関が連携を深めて子どもを支えていくことが重要です。また、次代を担う子どもたちには、社会性や自立性、豊かな人間性、人権を尊重する心を培うことが求められ、今後も継続した人権教育を推進していくことが必要です。

(2) 施策の方向

- ①「子どもの最善の利益」を実現する観点から、児童虐待の問題、ドメスティック・バイオレンスの問題等についても、子どもの権利や被害保護者の擁護、相談・支援体制の充実に引き続き取り組みます。
- ②放課後児童クラブ・地域子ども教室・地域子育て支援センターとの相互連携等、地域住民自らが子育てを支援し、地域社会全体で子どもの成長を見守る体制や市民意識の醸成を図ります。
- ③「ココロねっこ運動」を積極的に推進し、子どもたちが、夢と希望を持って成長できる環境の創造に努めます。
- ④関係機関と連携し、要保護児童の安全の確保と環境整備を支援し、組織的かつ専門的な対応を図り、児童虐待防止に向けた体制の充実に努めます。
- ⑤インターネットや SNS 等を媒体とした新たないじめや犯罪の発生など複雑多様化する教育課題に対応するため、学校において、子どもたちに対し、情報社会における正しい知識や判断と、犯罪に巻き込まれない対策やセキュリティの知識等を習得させる情報モラル教育に努めます。また、PTA や青少年健全育成会等関係団体との連携強化による情報の共有化・対応策の実行を図ります。
- ⑥市内に設置する白ポストでの有害図書回収や、コンビニエンスストアへの立入調査、少年センターによる見回りを通して、有害な社会環境の浄化を推進します。

3 高齢者

(1) 現状と課題

本市の年代別人口を見ると、平成12年に高齢者人口（65歳以上）が年少人口（15歳未満）を上回り、少子高齢化が着実に進行している状況にあります。また、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯も増加傾向にあります。

高齢化が進むにつれ、寝たきりや認知症、買い物等の日常生活に支障をきたしている高齢者の増加が懸念され、また、高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺等の犯罪被害、介護疲れによる精神的・身体的虐待等、高齢者の人権侵害に関する問題は深刻化しています。

高齢者が尊厳を持ち、地域の中で自分らしくいきいきと暮らしていくには、身体的な健康のみならず、心の健康を保つことも重要であり、そのためには、「生きがい」を持ち、より充実した生活ができるよう、支援をしていく必要があります。

(2) 施策の方向

- ① 老人クラブ活動やボランティア活動の推進、高齢者による交流の場の提供及びシルバー人材センター等の支援を通して、一人ひとりの個性に応じた生きがいづくりを促進します。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で安全に、安心して在宅生活が送れるよう、地域での見守り支援体制を推進し、あわせて適切な在宅サービスを提供します。
- ③ 高齢者が悪質商法や特殊詐欺等の犯罪被害を受けないよう、警察や消費生活センター等関係機関と連携した防犯対策等を推進します。
- ④ 認知症など判断能力が十分でない高齢者等を保護支援する「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の利用を促進し、安心な暮らしが確保できるよう支援します。
- ⑤ 関係機関と連携強化を図り、高齢者の認知症の理解促進とともに、高齢者虐待防止や早期発見、虐待を受けた高齢者やその養護者を支援します。

4 障害のある人

(1) 現状と課題

ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある人が地域社会で生活するために必要なサービスの提供や様々なバリアをなくすための取組を行っています。

しかし、未だ偏見等のこころのバリア、段差等の物理的バリア、視覚や聴覚に障害のある人に対する情報のバリアがあり、障害のある人の社会参加・参画

を妨げています。

バリアを解消するためソフト、ハードそして情報格差の解消をめざし、障害を理由とする差別の解消を推進し、すべての人々が障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

(2) 施策の方向

- ①障害の有無にかかわらず、誰もが当たり前に暮らせる社会を実現するノーマライゼーションの理念を普及します。また、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応ができるよう、障害者虐待防止センターの体制を整備します。その他、成年後見制度の利用支援を行う等障害のある人の権利擁護のための取組を推進します。
- ②障害の種別ごとにバリアフリーの理解を深めるため、必要な情報を提供し、周知・啓発を行います。また、関係機関や公共交通事業者等と連携し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「長崎県福祉のまちづくり条例」等に基づくバリアフリー化の推進に努めます。
- ③「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に基づき、障害のある人に対する理解と差別禁止について、周知・啓発を行います。

5 同和問題

(1) 現状と課題

市職員に対し研修会を通して、また、市民に対しては公民館講座を通して、人権・同和問題について考える機会を提供しています。

一方、全国的にみると、インターネット上に同和地区に関する情報を掲載するといった悪質な行為が発生しています。こうした部落差別を解消するために、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年（2016 年）12 月に施行されました。部落差別は日本国憲法が保障する法の下での平等に反し、許されないものであるとの視点に立ち、同和問題に対する正しい理解や認識を深める取組が求められています。

(2) 施策の方向

- ①同和問題を含む人権問題に対して認識を深めるため、「長崎県人権・同和問題啓発強調月間（11 月 11 日～12 月 10 日）」や「人権週間（12 月 4 日～12 月 10 日）」を中心に、人権意識に関して、市民を対象に周知・啓発に努めます。

- ②学校や地域の実情を踏まえ、子どもたちの発達段階等に配慮しながら、すべての教育活動を通して、学校教育における効果的な人権・同和教育を進めます。また、計画的な教職員の研修を実施し、子どもたちへの指導力の向上に努めます。さらに、学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育てることで、人権尊重の意識向上に努めます。
- ③人権・同和問題に対する正しい理解と認識を深めるために、人権教育関係団体と連携を密にし、社会教育関係団体等に、人権・同和問題に対する研修会への積極的な参加を促します。また、人権・同和問題についての学習を各種講座等に計画的に位置付けるよう努めるとともに、ビデオやDVD等の人権教育のための視聴覚資料の充実を図ります。

6 外国人

(1) 現状と課題

国内では、外国人に対する偏見や差別意識は、国際化の進展等により理解が進み改善の方向に向かっていますが、未だに就労差別や入居・入店拒否、ヘイトスピーチ等の差別的言動は解消されていません。

長崎県は、古くから諸外国との交流が盛んであった歴史があります。そのため、多くの外国人旅行者等が本県を訪ねており、私たちには、国籍や人種の異なる人達の文化や歴史、習慣等を共に認め合い、対等な関係を築きながら交流を深め、多文化共生の促進がより求められています。

(2) 施策の方向

- ①異なる言語や文化、習慣などを認め合い、多文化共生社会をめざすため、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣などへの理解につながる市民主体の国際交流活動を促進します。
- ②子どもたちへの外国語教育の充実と外国文化への興味・関心を高めることを通じて、国際理解の推進をめざします。
- ③観光をはじめとする各種案内板や避難所に指定されている公共施設等を示す表示板について、標準化された図記号を用いるなど、外国人が理解しやすい標記を検討します。

7 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の多くは、その権利が尊重されることなく、社会において孤立することを余儀なくされ、その上、犯罪等による生命、身体等に対する直接的な被害のみならず、精神面の負担、行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害等、様々な被害に苦しめられています。

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、市民一人ひとりの切実な願いです。誰もが犯罪被害者等となるおそれがある現在では、犯罪被害者等の視点に立ち、その権利が保護される社会の実現が求められています。

(2) 施策の方向

公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターをはじめとする関係機関との連携を密にし、犯罪被害者等への総合的な支援を行います。また、犯罪被害者等への支援活動の周知・啓発に努めます。

8 高度情報化社会

(1) 現状と課題

匿名性を悪用したインターネット上での人権侵害や、特に子どもの世界におけるSNS等におけるいじめ等が問題になっています。また、企業、団体等から個人情報流出する事例も発生し、個人情報に関する取扱いについて、人々の関心が高まっています。

このため、メディア安全指導員の派遣を通して、インターネット利用に際してのモラルやルール、情報機器等の安全安心な使い方の啓発に取り組んでいます。その他、「諫早市個人情報保護条例」を定め、本市が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益の保護に努めています。

今後も、情報通信技術の発達が見込まれ、これまで以上に様々な個人情報を保護するための取組が必要になってくると考えられます。

(2) 施策の方向

- ①インターネット上での人権侵害に対して相談体制を構築し、法務局や県等関係機関との連携・協力を図ります。
- ②子どもに対しては、道徳や各教科等を通して情報モラル教育の充実を図り、家庭に対しては、メディア安全指導員の派遣を通して情報モラルの啓発を図ります。
- ③個人情報の適正な取扱いについて、市職員の意識向上に努め、個人の権利利益の保護を図ります。

9 性的マイノリティ

(1) 現状と課題

性的マイノリティとは、からだの性とところの性が一致しない、あるいはところの性がはっきりしないトランスジェンダー（性同一性障害の人を含む）や、同性愛者、両性愛者等、性に関して少数派の人たちの総称です。

このような人たちは少数であるために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。

このため、性的マイノリティについて正しい理解や認識を深めるために、これまで啓発資料の配布や研修会等を行っています。

しかし、市民に理解が浸透したとは言い難く、引き続き、市民一人ひとりに対して、正しい理解や認識を深めることが求められています。

(2) 施策の方向

①地域社会や職場において、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるために、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布等を通じて、広く市民へ教育・啓発を行います。

②性的マイノリティの子どもに対しては、きめ細かな対応を心がけ、教職員において、正しく理解し支援していくことができるよう研修の充実を図ります。

10 様々な人権問題

これまで明らかにしてきた人権課題以外にも、次に掲げる問題が存在します。これらの問題を解決するためには、市民一人ひとりが正しい知識と理解を深めることが大切です。

〔1〕原爆被爆者等

地域社会に依然として存在する原爆被爆者や被爆2世への偏見等をなくすために、歴史を学び正しい認識を育てていくことが必要です。

このため、子どもたちに原爆や戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、生命の尊厳について学ぶ、平和教育の充実を図ります。

あわせて、過去の悲惨な戦争や被爆体験を受け継ぐ平和行政を推進し、世界恒久平和の実現をめざす「平和都市諫早宣言」の普及に引き続き取り組みます。

〔2〕HIV感染者等

正しい知識や理解が不十分なため、いたずらに感染を恐れるあまり、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者やエイズ（後天性免疫不全症候群）患者とその家族等に対して、偏見や差別意識を持つ傾向があります。

このため、県と連携し正しい知識等について普及・啓発を行い、偏見や差別

意識の解消に努めます。

〔3〕ハンセン病回復者等

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気で、人に感染しやすい病気という誤った理解が社会に広められ、ハンセン病患者に対する隔離政策がとられてきました。その結果、ハンセン病回復者等は、社会生活全般にわたる人権上の制限、差別を受けてきました。

しかし、現在では、らい菌の感染力は非常に弱く、感染することは極めてまれで、治療薬の開発により確実に治せる病気となっています。その一方で、ハンセン病に対する誤解や無理解が依然として社会の中に根強く残っており、国、県と連携しハンセン病に対する正しい知識と理解の普及に努めます。

〔4〕刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、就職に際しての差別、住居等の確保の困難や悪意のある噂の流布等の問題が存在します。刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むために、本人の強い更生意欲や家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。このため、更生を援助する保護司や更生保護女性会等関係機関の活動を支援します。

〔5〕災害時における人権尊重

大規模な災害の発生にともなって長期にわたる避難生活を余儀なくされる場合、避難所等においては、特に高齢者や障害のある人、乳幼児等に対する配慮が求められます。また、プライバシーの確保や女性及び子育て家庭のニーズに対応した設備や防犯体制の構築も必要です。

このため、女性や子育てに配慮した避難所の設計や女性のニーズを反映した避難所運営、高齢者や身体に障害のある人等の設備や備品についても配慮に努め、災害時における人権を尊重した対策に取り組みます。